

事業化促進支援事業の募集について

公益財団法人石川県産業創出支援機構

公益財団法人石川県産業創出支援機構では、県内企業が連携体で行うこれまでに取組んだ研究開発成果の事業化に向けた評価・実証試験等の取り組みを支援することにより、事業化の促進を図ることを目的として、内閣府の地方創生推進交付金を財源とした事業化促進支援事業を下記のとおりに募集いたします。

記

1 対象事業

次に掲げる事業に対して、補助金を交付します。

(1) 事業内容

県内企業と大学等・企業間からなる連携体（以下「連携体」）がこれまでに取組んだ研究開発成果の①事業化に向け実施する評価・実証試験及び②その販路開拓に向けた取り組みを対象とします。

ただし、本補助金の交付を受けようとする事業が、当該実施期間中に他の補助金等による財政支援を受けている又は受ける予定の場合、交付の対象となりません。

(2) 実施期間

交付決定日から最長平成33年2月末まで

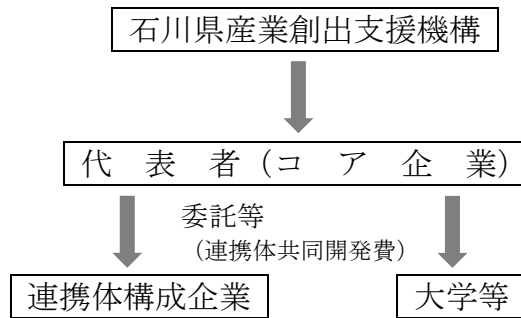
※事業が年度をまたぐ場合は、年度ごとに補助金の交付手続き（交付申請、実績報告等）を行います。（「7 スケジュール（予定）」をご覧ください。）

ただし、各年度における事業実施期間は、原則、交付決定日からその年度の2月末日までとし、2月末日までに補助対象経費の支払や実績報告等を完了させる必要があります。

(3) 事業の実施方法等

石川県産業創出支援機構から、企業・大学等からなる連携体の代表者（コア企業）に対して補助金を交付します。

※他の連携体構成企業等は、基本的に代表者（コア企業）からの委託等により共同で評価・実証試験等を実施することとなります。



＜「連携体」の定義＞

次に掲げる各項目の全てに該当するものとします。

- ①:代表者(コア企業)は県内企業であること。
- ②:代表者(コア企業)に加え、企業又は大学等を含んだ2者以上の連携であること。
- ③:連携体は、基本的に研究開発の実施に関して相互補完的な関係とし、連携体内での役割分担が明確で、その内容について合意済であること。

※ 建物の建設等を目的とした共同企業体、製品の販売のみを目的とした商社・代理店等との関係、随時発生する物品等の購入先との関係等は、「連携」とはみなしません。意見やアドバイス等をもらう場合は、「アドバイザー」としてください。

2 対象者（補助金の交付先）

次に掲げる項目の全てに該当する者としてします。

(1) 石川県内に事業所を有する企業(次の①～③のいずれかに該当)であること。

- ①: 県内に本社のある企業
- ②: 県内に事業本部又はそれに類する組織を持つ企業
(開発成果の事業展開が当該組織で行われる場合に限る。)
- ③: 県内に開発部門を有する企業(本研究開発が当該開発部門で主体的に行われ、かつ開発成果が本県の産業政策上有効と認められるもの。)

(2) 上記「1 対象事業」の実施を目的とする連携体の代表者として事業全体の管理を行う者であること。

3 補助金額及び補助対象経費

(1) 補助金額

①補助対象経費の $\frac{2}{3}$ 以内であって、

②30,000千円以内※とします。

また、補助金額のうち販路開拓に要する経費は全事業期間を通じて2,000千円を限度とします。

※複数年度で実施する場合、2、3年度目の補助上限額は、原則、下表のとおりとします。

事業実施期間	上限額
2年度で終了	2年度目：初年度の1/2以内
3年度で終了	2年度目：初年度の1/4以内 3年度目：初年度の1/4以内

(2) 補助対象経費

対 象 事 業	項 目	内 容
評価・実証に要する経費	直接人件費	評価・実証に直接関与する者の作業時間に対するもの (原則労務費単価は健保等級に基づいて算定します。)
	旅 費	連携体及びアドバイザーとの打ち合わせにかかる旅費
	機械装置費	機械装置又は工具機器の購入、試作、改良、借用又は修繕に要する経費
	材料・消耗品費	材料及び消耗品の購入に要する経費
	外注加工・評価分析費	外注加工及び評価分析に要する経費
	技術指導費	連携体以外からの外部の技術指導員・講師等に支払う謝金等
	認証取得費	事業化に必要な認証を取得するために必要な、コンサルティング、翻訳、通訳等に係る費用
	連携体共同開発費	連携体構成企業・大学への共同開発費(委託契約・共同研究契約等)
	その他の経費	上記に掲げるもののほか、理事長が特に必要と認める経費
販路開拓に要する経費	展示会出展費	展示会に出展する場合に必要な、出展料、ブース装飾費、保険料、運送料等
	通訳・翻訳料	通訳または翻訳を依頼する場合に支払われる経費
	印刷・製本費	展示会出展等販路開拓を行う場合に配布するパンフレット・ポスター等を作成するために支払われる経費
	広告宣伝費	広告媒体等を活用する場合の費用
	商品企画費	デザイン開発、販促イベント等の企画・コンサルティングなどに要する経費

※項目に該当する支出の場合でも補助対象経費として認められない場合がありますので、事前にご相談ください。

※販路開拓に要する経費は代表者(コア企業)のみ計上することができます。

※販路開拓に要する経費は全事業期間合計2,000千円以内とします。

4 採択件数

3 件程度を予定しています。

5 募集期間及び応募方法

(1) 募集期間

平成 30 年 6 月 21 日（木）から平成 30 年 8 月 2 日（木）午後 4 時（必着）

※「事業計画書」の提出は、直接持参または郵便に限ります（FAX、電子メールでの提出はできません）。

(2) 提出物

上記の「1 対象事業」及び「2 対象者」に該当し、補助金の交付を受けようとする場合は、以下の資料を 1 部ずつ提出してください。

①「事業計画書（別添様式）」

必ず別紙 1～7 を添付してください。

②「申請者及び連携体の決算書（直近 2 カ年分）」

貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費明細、製造原価明細、株主資本等変動計算書が必要です。

（個人事業主の方は②の代わりに直近 2 カ年分の確定申告書の写しを提出してください。また、②は大学、公的試験研究機関の場合は不要です。）

※必要書類が揃っていない場合は申請書を受け取ることができませんのでよくご確認の上ご提出ください。

※応募申請時に有効な経営革新計画等の認定を受けている事業者（申請中を含む）は、加点の対象となる場合がありますので、上記に加え、認定書の写しを提出してください。

※事業計画書の様式は、石川県産業創出支援機構のホームページからダウンロードできます。

【URL】 <https://www.isico.or.jp/site/shinseihin/jigyoushouka.html>

(3) 提出先及び問い合わせ先

（公財）石川県産業創出支援機構プロジェクト推進部（担当：山崎、石田、競）

〒920-8203 石川県金沢市鞍月 2 丁目 20 番地 石川県地場産業振興センター新館 2F

TEL:076-267-6291 FAX:076-268-1322

6 事業の選定について

以下の審査方法により、事業を選定します。

(1) 審査方法（予定）

提案案件は、外部専門家等が審査基準に基づき採点を行い、その結果を踏まえて石川県産業創出支援機構が採択案件を決定します。

- ・ 提案書の内容に関するヒアリングを実施する場合があります。
- ・ 審査経過に関する問い合わせには応じられません。
- ・ 採択案件の決定後、速やかに採択もしくは不採択の通知を行います。

(2) 審査基準

●研究開発内容及び事業化計画について

- ア) これまでに取り組んだ研究開発内容の新規性、独創性又は革新性
本事業の技術内容が新規性、独創性または革新性に優れていること。
- イ) 事業化のための課題と解決方法及びその具体的実施内容
事業化のために、評価・実証すべき課題が明確に抽出されており、スケジュール、体制・役割など、全体が適切であり、整合性が図られていること。
- ウ) 製品化の見通しの明確性
本事業により製品化する製品（名称、規格、機能等）について、競合製品に比べ価格・性能的に優れていること。
- エ) 想定する市場の現状及び今後、市場ニーズ（川下企業、ターゲット顧客）の妥当性
想定されるユーザー・予想市場規模・市場占有率（予測）等が妥当であり、市場ニーズ（川下企業、ターゲット顧客）を反映していること。
- オ) 事業化計画の妥当性
製品の企画、販売促進戦略、知財戦略、販売先・川下企業等の事業化体制の役割分担・スケジュールが明確であること。また、速やかな製品化・事業化が見込まれること。

●地域面

地域経済への波及効果

提案された評価・実証事業が、ごく限られた企業等にのみ効果をもたらすものではなく、地域産業の発展に資する計画であるか。

●今回の評価・実証に係る研究開発内容が下記の①または②のいずれかに該当する場合には、審査時に加点することがあります。

- ①「いしかわ次世代産業創造ファンド事業」で過去に採択された事業に関連する研究開発内容
- ②石川県産業創出支援機構が事業管理機関（管理法人）となって戦略的基盤

技術高度化支援事業（サポイン事業）に採択された事業に関連する研究開発内容

7 スケジュール（予定）

	時 期
審査・採択	8月上旬～10月中旬
事業開始	10月中

【例示】「平成30年11月1日が補助金の交付決定日の場合」の手続きの流れ

- ・事業実施期間は、最長で平成30年11月1日から平成33年2月28日までとなります。

※補助金交付決定日は採択時にお知らせします。

- ・補助金の交付手続きは年度毎に行います。

＜事業を最長平成33年2月末まで行う場合の例＞

年度	手続き	日 付	実 施 内 容
H30 年度	(1回目)	H30.11.1	①交付申請→②交付決定（事業開始）
		H31.2.28	③実績・進捗報告→④補助金交付（事業終了）
H31 年度	(2回目)	H31.4.1	①交付申請→②交付決定
		H32.2.29	③実績・成果報告→④補助金交付
H32 年度	(3回目)	H32.4.1	①交付申請→②交付決定
		H33.2.28	③実績・成果報告→④補助金交付

8 その他事業にあたっての注意事項

採択された場合は、以下の条件を守らなければなりませんので御了承ください。

（1）報告書の提出

補助金は、原則として対象事業の実績報告書（当該年度の成果に係る報告書及び使用した経費に係る経理的証拠書類等）を提出いただき、その内容を確認した上で交付します。

事業の終了後5年間、事業化等の状況について報告書の提出を求めることがあります。

（2）補助事業の変更等

交付決定を受けた後、事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

（3）書類の保存

事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

（４）事業により取得した機械の管理等

取得財産のうち、単価 50 万円（税抜き）以上の機械等の財産又は効用の増加した財産（処分制限財産）は、処分制限期間内に取得財産を処分（①補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け、②担保に供する処分、廃棄等）しようとするときは、事前にその承認を受けなければなりません。

（５）検査

事業期間中（年度終了後）又は事業終了後の確定検査のため、必要に応じて実地検査に入ることがあります。

（６）収益納付

本事業による事業化又は知的財産権の譲渡又は実施権設定及びその他当該事業の実施結果の他への供与により収益が得られたと認められる場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額について納付を求めることがあります。